

平成二十五年七月三日

青森県教育委員会第七百七十四回定例会

期日 平成二十五年七月三日(水)
場所 教育庁教育委員会室

会議次第

一 開会

二 報告

報告第一号 議案に対する意見について

.....

1

三 議案

議案第一号 学校職員の人事について

(非公開の会議)

四 その他

青森県立高等学校入学選抜に係る新制度(案)

.....

2

青森県立特別支援学校教育推進プラン後期実施計画(案)に対する

地区説明会等の状況について

.....

6

青森県立学校校舎等利活用検討状況について

.....

9

平成三十七年に開催の第八十回国民体育大会本大会の招致に関する要望書の提出について

.....

11

五 閉会

報告第一号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた左記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 一 平成二十五年度青森県一般会計補正予算（第二号）案（教育委員会所管分）
- 二 職員の給与の特例に関する条例案
- 三 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 四 青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案
- 五 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 六 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案

〔その他〕

青森県立高等学校入学者選抜に係る新制度（案）

平成25年7月3日

青森県教育委員会

青森県教育委員会は、平成25年3月26日に青森県立高等学校入学者選抜研究協議会から、今後の改善の方向性などを取りまとめた報告書の提出を受け、検討した結果、青森県立高等学校入学者選抜制度の新制度案について、次のとおりとした。

1 新制度案の概要

青森県立高等学校（以下「高校」という。）における入学者の選抜は、教育の機会均等の精神にのっとり、公正かつ妥当な方法で、各高校及び学科の特色に応じ、能力・適性、意欲、努力の成果などを様々な観点から評価し、適切に選抜されることを基本に実施してきた。

この考え方のもと、現行制度の課題等の改善を図り、より適切な選抜制度とするため、これまでの前期・後期の2回に分けて実施していたものを一本化し、全募集人員を一括で募集する。なお、一本化された選抜において欠員が生じた場合は、補充するために再募集を実施する。

選抜にあたっては、一般選抜^{※注釈1}と特色化選抜^{※注釈2}をすべての高校において実施することとし、それぞれの選抜基準に照らして総合的に選抜される。

※注釈1 一般選抜とは、学力検査と調査書、面接を選抜資料の基本とし、各高校が必要に応じて作文、実技検査等を選抜資料に加える選抜。

※注釈2 特色化選抜とは、一般選抜と同じ選抜資料をもとに、各高校及び学科の特色に応じて選抜資料の配点等を一般選抜と別に定める選抜。

2 募集人員

一般選抜と特色化選抜を合わせた全募集人員を一括募集する。その際、特色化選抜の募集人員割合は、全募集人員の10～50%の範囲で、高校及び学科・コース・部（以下「学科等」^{※注釈3}という。）の特色及び地域の特性に応じて各高校が定め、あらかじめ公表するものとする。

※注釈3 学科等とは、募集人員を定めている学科・コース・部をさす。なお、「コース」とは、コースごとに募集人員を定めているもので、八戸工業高校土木建築科の土木コース及び建築コースをいう。「部」とは、定時制の課程において設置している午前部、午後部、夜間部又はⅠ部、Ⅱ部、Ⅲ部をいう。

3 選抜方法

選抜にあたっては、受検生全員を一般選抜と特色化選抜の対象とし、一般選抜及び特色化選抜の選抜順序等については各高校が定め、あらかじめ公表するものとする。

一般選抜は、国語、社会、数学、理科、英語の5教科（以下「5教科」という。）の学力検査と調査書、面接を選抜資料の基本とし、各高校が必要に応じて作文、実技検査等を選抜資料に加えて総合的に選抜する。

特色化選抜は、一般選抜と同じ選抜資料をもとに、受検生のもつ多様な能力・適性、意欲等を適切に評価するため、各高校及び学科等の特色に応じて選抜資料の配点等を一般選抜と別に定めて総合的に選抜する。

4 調査書の特別活動等の点数化

調査書の特別活動等の点数化については、以下のとおりとし、点数化する場合はあらかじめ公表するものとする。

- (1) 特別活動（学級活動、生徒会活動、学校行事）及び部活動等については、活動状況を記述することとし、点数化については各高校で定める。
- (2) その他の事項については、点数化しないが、検定等資格取得（英語・数学・珠算・武道等）、ボランティア活動の取組状況については記述することが望ましい。

5 選抜日程

(1) 選抜検査実施日

3月上旬に、1日の日程で実施する。（期日については、3月8日以降を目処に関係者間で日程調整を図る。）

(2) 学力検査時間

5教科について、各教科別に5時限で実施する。

<日程例>

第1時限 8:45～9:35（50分）国語（放送による検査を含む）

第2時限 9:50～10:40（50分）英語（放送による検査を含む）

第3時限 10:55～11:40（45分）数学

第4時限 12:25～13:10（45分）社会

第5時限 13:25～14:10（45分）理科

(3) その他

学力検査終了後、面接を実施する。また、各高校が必要に応じて作文、実技検査等を加えることができる。

6 合格者の発表

一般選抜と特色化選抜の区別なく、合格者として発表する。

7 欠員補充のための再募集の実施

(1) 募集人員

ア 志願者数が募集人員に満たない学科等において、その欠員数を再募集の募集人員とする。

イ 上記アのうち第2志望が認められている学科等においては、合格者発表時点の合格者数が募集人員に満たない場合、その欠員数を再募集の募集人員とする。

(2) 選抜方法

5教科の学力検査と調査書、面接を選抜資料の基本とし、各高校が必要に応じて作文、実技検査等を選抜資料に加えて総合的に選抜する。

(3) 選抜日程

ア 選抜検査実施日

3月中旬に、1日の日程で実施する。

イ 学力検査時間

5教科をまとめた問題を50分で実施する。なお、放送による検査は実施しない。

<日程例>

9:00~9:50 (50分) 学力検査 5教科

ウ その他

学力検査終了後、面接を実施する。また、各高校が必要に応じて作文、実技検査等を加えることができる。

8 その他

(1) 選抜結果の開示

学力検査の教科別得点及び総合得点について、受検生から開示請求があった場合には、各高校において口頭により開示する。なお、再募集の学力検査についても、得点を口頭により開示する。

(2) 改善される選抜制度の実施時期

平成27年度入学者選抜(平成27年3月)より実施する。(現在の中学校2年生から対象)

※現行制度と新制度(案)の比較は、「(参考)青森県立高等学校入学者選抜制度に係る現行制度と新制度(案)の対照表」のとおり

(参考) 青森県立高等学校入学者選抜制度に係る現行制度と新制度(案)の対照表

※下線部は新制度により変更される箇所を示す。

項目	現行制度	新制度(案)
受検機会	①前期選抜と後期選抜の2回実施。	①入学者選抜は1回実施。 ②欠員がある学校は再募集を実施。
募集人員	①前期(50~90%)・後期(10%~50%)の2回に分けて募集。 ②前期と後期の募集割合は学校が定めて実施。	①全募集人員を一括募集。 ②再募集は、 <u>欠員数を募集人員とする。</u>
学力検査	①前期選抜：5教科(各教科45~50分の5時限で実施) ②後期選抜：3教科(各教科40分の3時限で実施)	①入学者選抜：5教科(各教科45~50分の5時限で実施) ②再募集： <u>5教科(5教科まとめて50分で実施)</u>
実施時期	①前期選抜：3月上旬の1日の日程。(平成25年度入学者選抜は平成25年3月5日) ②後期選抜：3月中旬の1日の日程。(平成25年度入学者選抜は平成25年3月14日)	①入学者選抜：3月上旬の1日の日程。 <u>(3月8日以降を目処に関係者間で調整)</u> ②再募集： <u>3月中旬の1日の日程。</u>
選抜方法	①前期選抜：一般選抜枠と特色化選抜枠を設ける。選抜資料は、学力検査、調査書を基本とし、各高校が必要に応じて面接、作文、実技検査等を加える。 ②後期選抜：選抜資料は、学力検査(3教科)、調査書を基本とし、各高校が必要に応じて面接、作文、実技検査等を加える。	①入学者選抜：一般選抜と特色化選抜を実施。 <u>選抜資料は、学力検査と調査書、面接</u> を基本とし、各高校が必要に応じて作文、実技検査等を加える。 ②再募集：選抜資料は、 <u>学力検査(5教科)、調査書、面接</u> を基本とし、各高校が必要に応じて作文、実技検査等を加える。
合格発表	①前期選抜：すべての高校において一般選抜枠及び特色化選抜枠の区別なく合格者を発表。 ②後期選抜：すべての高校において後期選抜を実施し、合格者を発表。	①入学者選抜：すべての高校において一般選抜及び特色化選抜の区別なく合格者を発表。 ②再募集： <u>再募集を実施した高校において合格者を発表。</u>
その他		新制度の <u>実施時期は、平成27年度入学者選抜(平成27年3月)を予定。</u> (現在の中学校2年生から対象)

[その他]

青森県立特別支援学校教育推進プラン後期実施計画（案）に対する
地区説明会等の状況について

○地区説明会の開催状況

1 実施日程

会 場	開催日時	
むつ会場 [むつ養護学校]	5月30日(木)	13:30~14:30
弘前会場 [県武道館]	5月31日(金)	13:30~14:30
青森会場 [県総合社会教育センター]	6月 3日(月)	10:30~11:30
八戸会場 [八戸市福祉公民館]	6月 4日(火)	13:30~14:30

※ この他、6月5日開催の青森県特別支援学校PTA連合会総会で概要説明を実施。

2 参加者数

所属等	むつ	弘前	青森	八戸	計(人)
保護者	5	8	5	17	35
行政(教育以外)	1	0	0	0	1
行政(教育)	4	4	1	2	11
小・中学校教員	1	8	2	3	14
特別支援学校教員	12	7	17	7	43
団体	0	0	2	1	3
福祉施設等	0	0	0	6	6
一般	0	0	0	1	1
会場計	23	27	27	37	114

※ この他、6月5日開催の青森県特別支援学校PTA連合会総会の出席者54名。

3 質疑応答の状況

質問の内容	むつ	弘前	青森	八戸	計(件)
複数障害(知肢)対応		2			2
センター的機能の充実	1	1	2	2	6
大規模校の学習環境の充実				6	6
高等部の職業教育の充実		2		1	3
その他(就学先の決定)	1	1		3	5
その他(障害者雇用状況)		1			1
その他(教員増配置の要望)	1				1
その他(特別支援教育の具施策要望)				1	1
会場計	3	7	2	13	25

4 質疑応答における主な質問・意見

◎特別支援学校のセンター的機能の充実関係

- ・センター的機能がもっと地域において活用されるよう、情報発信して関係機関との連携を強めるべき。
- ・高等学校から支援要請する場合も近隣の聾学校でよいのか。
- ・高等学校からはどんな相談事例があるのか。どんな支援をするのか。

◎大規模校の学習機能の充実関係

- ・八戸第二養護学校の大規模化解消の具体策や時期を知りたい。
- ・高等部を移設する場合は、高等部のみの特別支援学校を新設した方がよいのでは。
- ・移設などを実施する場合、障害の程度が重度重複の児童生徒にとって、作業学習や、小・中・高等部で継続性のある学習は、引き続き行えるのか。

◎高等部の職業教育の充実関係

- ・実施予定の3校以外の特別支援学校でも職業教育の充実は引き続き図られるのか。
- ・中南地区の実施予定校2校で就職希望生徒数の割合が減ったのはなぜか。
- ・八戸第二養護学校における今後の職業教育の具体策や方向性を知りたい。

◎その他

- ・県と市町村が適切な就学指導について協議する場は設けられているのか。
- ・発達障害のみを有する生徒は特別支援学校高等部に入学できるのか。
- ・地域の特別支援教育充実に貢献している特別支援学校への支援を厚くしてほしい。

○パブリックコメントの意見提出状況

1 実施目的

「青森県立特別支援学校教育推進プラン」の後期実施計画の策定に向けて、計画（案）に対する県民等の意見を考慮するとともに、県民等の意見に対する県教育委員会の考え方を公表する。

なお、県教育委員会の考え方については、成案策定の際に公表することとしている。

2 実施期間

平成25年5月13日～平成25年6月21日（40日間）

※ 本教育推進プラン及び前期実施計画の策定時と同様の期間設定。

3 意見の提出状況

(1) 提出者数

4人・3団体から提出。

(2) 意見及び県教育委員会の考え方については、公表に向け、項目等詳細を整理中。

(3) 提出状況

- | | |
|-------------------|------------|
| ○センター的機能の充実について | (1団体から) |
| ○大規模校の学習環境の充実について | (1人・2団体から) |
| ○高等部の職業教育の充実について | (1人・3団体から) |
| ○その他について | (3人・1団体から) |

(4) 主な意見

- センター的機能の充実について
 - ・これまでの特別支援学校における教育相談等の取組とは異なるのか。
- 大規模校の学習環境の充実について
 - ・特別支援学校に発達障害のみを有する児童生徒も在籍しているような記述になっていないか。
 - ・高校校舎の利活用で、一刻も早く学習環境の充実を図ってほしい。
- 高等部の職業教育の充実について
 - ・高等部の職業教育の一層の充実をぜひ願います。
 - ・県、学校、地域の関係機関が連携を密にし、検討を重ねて進める必要がある。
- その他
 - ・インクルーシブ教育を視野に入れ特別支援教育全体の計画を策定してほしい。

[その他]

青森県立学校校舎等利活用検討状況について

1 閉校校舎及び利活用候補校

閉校校舎	利活用候補校名	学校施設の課題
旧青森戸山高等学校	青森商業高等学校	学校施設の早期の耐震対策
	青森第二養護学校	教室不足の解消
旧八戸南高等学校	八戸工業高等学校	学校施設の老朽化対策
	八戸水産高等学校	学校施設の老朽化対策
	八戸第二養護学校	教室不足の解消

2 青森県立学校校舎等利活用庁内検討委員会の検討状況

(1) 検討の観点

- ア 各利活用候補校が抱える課題の緊急性
- イ 閉校後の校舎等の利活用による効果
- ウ 閉校後の校舎等を利用することに対する利活用候補校の意向
- エ 各利活用候補校が抱える課題に対する対応策の経済性

(2) 旧青森戸山高等学校校舎等の利活用検討内容

検討の観点	現時点での整理内容
課題の緊急性	<ul style="list-style-type: none"> ・教室不足の解消を進め、児童生徒一人一人が十分に力を発揮できる適切な学習環境の充実を図ることは重要である。 ・それ以上に、児童生徒の安全確保のため、学校施設の耐震化は重要であり、優先的に対応していく必要がある。
利活用による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中であっても、騒音等の影響を受けず、現在の教育環境を維持できる。 ・学校施設の課題解消に要する期間を短縮できる。 ・時代に即した機能的な施設環境を確保できる。
利活用候補校の意向	<p>【青森商業高等学校】 早期の耐震対策が不可欠であることから<u>利活用は可</u>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弓道場の利用 ・県有以外の施設の利用（生徒会館、屋内練習場など） ・商業科、情報処理科の実習施設確保 <p>【青森第二養護学校】 教室不足を早期に解消するために<u>利活用は可</u>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食の継続実施
対応策の経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・各候補校の課題への対応策に要する概算工事費の比較 ①青森商業高等学校利用（青森第二養護学校は用地取得・増築） ②青森第二養護学校利用（青森商業高等学校は現地で改築）

(3) 旧八戸南高等学校校舎等の利活用検討内容

検討の観点	現時点での整理内容
課題の緊急性	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化対策は、今後の生徒急減期に伴う次期高等学校教育改革の動向や、県全体の学校施設の老朽化の状況を勘案しながら、慎重に計画立てしていく必要がある。 ・教室不足の課題を抱える特別支援学校の中でも八戸第二養護学校の教室不足の状況は突出しており、優先的に対応していく必要がある。
利活用による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中であっても、騒音等の影響を受けず、現在の教育環境を維持できる。 ・学校施設の課題解消に要する期間を短縮できる。 <p>【八戸工業高等学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現校地よりも手狭になるほか、市内中心部から遠方になるため、インターンシップの実施に支障が生じるなどの影響がある。 <p>【八戸水産高等学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習拠点が3か所となるため各拠点間の移動に相当の時間を要するなどの影響がある。
利活用候補校の意向	<p>【八戸工業高等学校及び八戸水産高等学校】 上記のような支障が生じる可能性があるため<u>利活用は否</u></p> <p>【八戸第二養護学校】 高等部の学習環境を充実させることが可能であるため<u>利活用は可</u> (課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学方法変更への対応 ・給食の継続実施 ・小・中学部から高等部への継ぎ目のない教育への対応
対応策の経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・各候補校の課題への対応策に要する概算工事費の比較 <ol style="list-style-type: none"> ① 八戸第二養護学校利用（八戸工業高等学校、八戸水産高等学校は現地で改築） ② 八戸水産高等学校利用（八戸工業高等学校は現地で改築、八戸第二養護学校は用地取得・増築） ③ 八戸工業高等学校利用（八戸水産高等学校は現地で改築、八戸第二養護学校は用地取得・増築）

3 今後のスケジュール（案）

引き続き各候補校、関係課と協議

平成25年7月 地域関係者へ情報提供、情報収集

平成25年7月末 第4回庁内検討委員会

平成25年9月 利活用校決定・公表

[その他]

スポーツ健康課

平成37年に開催の第80回国民体育大会本大会の招致に
関する要望書について

- 1 受理年月日 平成25年6月24日(月)
- 2 提出団体 公益財団法人青森県体育協会(会長 蝦名 武)
- 3 対応者 橋本教育長

青体協第165号
平成25年6月24日

青森県教育委員会 殿

公益財団法人青森県体育協
会長 蝦名 武



平成37年に開催の第80回国民体育大会本大会の招致に関する要望書

平素より、本会に対しまして、格別な御指導、御支援を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、国民体育大会は、昭和21年に第1回大会が開催されて以来、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として、全国各地で開催されて参りました。

また、国民体育大会は、国のスポーツ基本法に定める重要行事の一つとして全国の都道府県の持ち回り方式で開催されており、本県では昭和52年に第32回あすなる国体が開催されておりますが、昭和63年に京都府で開催された第43回大会からは、二巡目に入っております。

申すまでも無く、全国規模の大会が開催されることや、それらの大会において選手が活躍することは本県スポーツ界を大いに活性化させ、県民のスポーツに対する関心を高めるものであり、その中でも、2万人以上の選手や監督が参加する、わが国最大の国民スポーツの祭典である国民体育大会を開催することは、本県にとりまして大変有意義なことであります。

加えて、国民体育大会の開催に当たることは、県、本会、競技団体が競技力の向上を目的に連携して実施をしている各種競技力向上事業や、競技者の発掘・育成・強化及び指導者の育成やレベルアップが一層促進され、昨年のロンドンオリンピックにおける本県関係選手の活躍のように、本県出身の世界で活躍できるトップアスリートの誕生に期待が膨らむとともに、それぞれの地域や競技団体における取り組みが郷土愛や連帯感を育み、活力ある地域づくりや人づくりにつながるものと考えています。

このようなことを十分に御勘案くだされ、是非とも、平成37年の第80回国民体育大会本大会を青森県に招致されますよう格別の御高配をお願い申し上げます。